



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

- 358 平成18年和歌山県告示第495号(地域環境保全に関する施設の整備事業の決定)の一部改正 (循環型社会推進課)..... 2
- 359 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (長寿社会課)..... 2
- 360 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (")..... 2
- 361 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)..... 2
- 362 大規模小売店舗の新設の届出 (商工振興課)..... 3
- 363 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (")..... 4
- 364 県営ため池等整備事業の工事の完了 (農業農村整備課)..... 4
- *365 平成26年和歌山県告示第302号(家畜人工授精等手数料)の一部改正 (畜産課)..... 4
- 366 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課)..... 5
- 367 " (")..... 5
- 368 農用地利用配分計画の認可 (")..... 6
- 369 公共測量の実施 (技術調査課)..... 6
- 370 和歌山県公共工事等統合支援システム(工事管理システム等)機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")..... 6
- 371 和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (")..... 9
- 372 都市計画事業の事業計画の変更認可 (下水道課)..... 11
- 373 和歌山県景観計画の変更 (都市政策課)..... 11
- *374 和歌山県立体育館附属設備利用料金の額 (教育委員会)..... 12

○ 選挙管理委員会告示

- 29 政治団体の届出事項の異動の届出 12
- 30 資金管理団体の届出事項の異動の届出 13
- 31 資金管理団体の指定の取消しの届出 14
- 32 政治団体の解散の届出 14
- 33 政治団体の収支報告書の要旨 14
- 34 政治団体の設立の届出 15
- 35 資金管理団体の届出 16
- 36 平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 16
- 37 平成24年和歌山県選挙管理委員会告示第86号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正..... 17
- 38 平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正 17
- 39 政治団体の収支報告書の要旨 18
- 40 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨..... 19

○ 海区漁業調整委員会指示

1 宝石サンゴの採捕 20

○ 公告

入札公告 (技術調査課) 20

” (”) 23

紀の川流域下水道の指定管理者の指定 (下水道課) 26

紀の川中流流域下水道の指定管理者の指定 (”) 27

○ 諸報

県営住宅等の管理の特例に係る公告 (和歌山県住宅供給公社) 27

告 示

和歌山県告示第358号

平成18年和歌山県告示第495号（地域環境保全に関する施設の整備事業の決定）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本則に次の1号を加える。

(3) 前2号の事業を実施するための基金を造成する事業

和歌山県告示第359号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	開設者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日	指 定の有効期間の満了の日
30725008 81	東牟婁郡町村新宮市 老人福祉施設事務組合	特別養護老人ホーム 南紀園	東牟婁郡太地町太地17 70番15	指定介護老人 福祉施設	平成 26. 4. 1	平成 32. 3. 31

和歌山県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定年月日	指 定の有効期間の満了の日
30725008 81	東牟婁郡町村新宮市 老人福祉施設事務組合	特別養護老人ホーム 南紀園	東牟婁郡太地町太地17 70番15	短期入所生活 介護・介護予 防短期入所生 活介護	平成 26. 4. 1	平成 32. 3. 31

和歌山県告示第 361 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250142	やおき工房	西牟婁郡上富田町朝来榎ノ木4051-54	自立訓練(生活訓練)	社会福祉法人やおき福祉会	田辺市下三栖1475-201	平成27.3.31

和歌山県告示第362号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)スーパーエバグリーン御坊店
和歌山県御坊市湯川町財部50番地外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年11月19日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,782㎡
- 駐車場の収容台数
198台
- 駐輪場の収容台数
35台
- 荷さばき施設の面積
84㎡
- 廃棄物等の保管施設の容量
15㎡
- 開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午前0時まで
- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成27年3月18日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山県日高振興局地域振興部企画産業課(御坊市湯川町財部651)

御坊市産業建設部商工振興課(御坊市菌350番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年3月31日から同年7月31日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第363号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール和歌山

和歌山県和歌山市中字楠谷573番地

- 2 意見の対象となった届出に係る告示

平成26年和歌山県告示第1453号

- 3 意見の概要

なし

- 4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部商工まちおこし課(和歌山市七番丁23番地)

- 5 意見の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成27年3月31日から同年4月30日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第364号

県営ため池等整備事業につき、その工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営ため池等整備事業 西谷池地区

- 2 確定年月日 平成24年6月5日

- 3 工事を完了した時期 平成27年3月16日

和歌山県告示第365号

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例28号)別表第3第12項第7号の規定により、平成26年和歌山県告示第302号(家畜人工授精等手数料)の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から適用する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

第2項中「牛受精卵移植関係手数料」を「牛体内受精卵移植関係手数料」に改め、本則に次の1項を加える。

3 牛体外受精卵移植関係手数料

(1) ホルモン処理手数料 1回につき 5,710円

ホルモン処理に係る医薬品及び消耗品等を含む。

(2) 卵子採取及び体外受精実施手数料 1回につき 27,510円

卵子採取、体外受精並びに受精卵の培養及び凍結に係る医薬品及び消耗品等を含む。ただし、畜産試験場長、供卵牛所有農家及び当該供卵牛所有農家を管轄する家畜保健衛生所長が協議の上、畜産試験場において実施する場合に限る。

(3) 受精卵分譲手数料

受精卵の種類	単位	凍結精液のランク	受精卵分譲手数料(円)	摘要
和牛受精卵A	1個	3,000円～5,000円未満	9,050	受精卵分譲手数料は、1個につきとする。
和牛受精卵B	1個	5,000円～10,000円未満	9,550	同上
和牛受精卵C	1個	10,000円～20,000円未満	10,800	同上
和牛受精卵D	1個	20,000円～30,000円未満	13,300	同上
和牛受精卵E	1個	30,000円～40,000円未満	15,800	同上
和牛受精卵F	1個	40,000円～50,000円未満	18,300	同上
和牛受精卵G	1個	50,000円以上	20,800	同上

和歌山県告示第366号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年3月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第25号	海南市下津野字堂浦130-1外1筆

和歌山県告示第367号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管

理機構から平成27年3月18日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び日高振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年4月13日まで縦覧に供する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第26号-1	日高郡みなべ町清川字上小森1147-1外1筆
平成26年度第26号-2	日高郡みなべ町東本庄字定長739外6筆

和歌山県告示第368号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年3月20日に認可した。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成26年度第19号	日高郡印南町大字南谷字仲田40-1外1筆

和歌山県告示第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局紀伊山地砂防事務所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 平成27年3月30日から同年7月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県田辺市の一部及び西牟婁郡上富田町の一部

和歌山県告示第370号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間
 - (1) 業務の名称
和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借
 - (2) 契約期間
契約締結日から平成33年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格
この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、

次の要件のいずれをも満たしている者とする。

- (1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあつては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

- (2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、平成27年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理、ソフトウェア開発、賃貸借及び建物管理等各種保守管理のいずれかの資格を有する者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (3) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有する者であること。

コンソーシアムにあつては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) システムアーキテクト

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) ネットワークスペシャリスト

(オ) ITサービスマネージャ

イ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受けて、これを維持している者

- (4) 平成22年4月1日（木）から平成27年3月31日（火）までの間に、同種の情報処理分野に関する役務の提供について都道府県、政令指定都市及び国（公団等民間企業を含む。）への事業実績があり、そのうち一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）の電子入札コアシステムを利用したシステムの構築又は一年以上の保守運用の経験を有する者で、その成果が適正かつ優良である者であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (5) 電子入札コアシステム開発コンソーシアムの正会員又は賛助会員であること。

コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

- (6) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあつては、イからケまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

キ 個人にあつては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過して

いないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

コ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の(2)に掲げる資格、認定等を証する書類の写し

シ 2の(3)に掲げる資格、認定等を証する書類の写し

ス 2の(4)に掲げる契約を履行したことを証する書類の写し

セ 2の(5)に掲げる会員であることを証する書類の写し

ソ 作業実施計画書

タ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」、「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」及び「(大分類)1リース・レンタル(小分類)3事務機器リース・レンタル」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからオまで、シ、ス及びソに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は平成27年3月31日(火)から同年4月20日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年4月6日(月)午前9時から同月8日(水)午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対し書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

平成27年4月9日(木)から同月20日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は平成27年4月20日(月)午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811003@pref.wakayama.lg.jp

6 入札参加資格審査申請書類に使用する言語

入札参加資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

入札参加資格審査申請者には、郵便により平成27年4月28日(火)までに通知するものとする。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

- (2) (1)の説明は、平成27年5月1日（金）までに書面により求めるものとする。
- (3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年5月8日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。
- (5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第371号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）機器等更新及び賃貸借

(2) 契約期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

この一般競争入札に参加することができる者は、資格申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件のいずれをも満たしている者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員（代表者を含む。以下同じ。）のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 各省庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（全省庁統一資格）において、平成27年度に「役務の提供等」のAの等級に格付けされている者のうち当該役務の提供等の内容について営業品目に情報処理、ソフトウェア開発、賃貸借及び建物管理等各種保守管理のいずれかの資格を有する者であること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(3) 担当技術者のうち少なくとも2名は、次の資格又は認定等のいずれかを有する者であること。

コンソーシアムにあっては、当該担当技術者は、構成員のいずれかに属する者であること。

ア 経済産業大臣から次のいずれかの情報処理技術者試験の合格認定を受けている者

(ア) システム監査技術者

(イ) システムアーキテクト

(ウ) プロジェクトマネージャ

(エ) ネットワークスペシャリスト

(オ) ITサービスマネージャ

イ 一般財団法人日本規格協会マネジメントシステム審査員評価登録センター（JRCA）が行う情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）審査員登録において主任審査員又はエキスパート審査員の登録を受けて、これを維持している者

(4) 平成22年4月1日（木）から平成27年3月31日（火）までの間に、同種の情報処理分野に関する役務の提供について都道府県、政令指定都市及び国（公団等民間企業を含む。）への事業実績があり、その

うち公共工事に係る設計積算システム構築及び保守運用の経験を有する者で、構築後の1年以上の保守運用経験を有し、その成果が適正かつ優良であるものであること。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者がこの要件を満たす者であること。

(5) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、コンソーシアムにあっては、イからコまでの書類については構成員ごとに提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

キ 個人にあっては、住民票（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ク 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

ケ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの

（ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

（イ）法人にあっては主たる事務所、個人にあっては住所地が所在する都道府県が課する税全税目

コ 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の(2)に掲げる資格、認定等を証する書類の写し

シ 2の(3)に掲げる資格、認定等を証する書類の写し

ス 2の(4)に掲げる契約を履行したことを証する書類の写し

セ 作業実施計画書

ソ コンソーシアムにあっては、コンソーシアムの協定書の写し

(2) 要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目「(大分類)6情報処理(小分類)2システム開発・改良・運用・保守」、「(大分類)6情報処理(小分類)3ハードウェア保守」及び「(大分類)14リース・レンタル(小分類)3事務機器リース・レンタル」のいずれかに掲載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもって(1)のイからコまでの書類の提出に代えることができる。

(3) (1)のアからオまで、及びシからセまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は平成27年3月31日(火)から同年4月20日(月)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時から午後5時までの間に5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成27年4月6日(月)午前9時から同月8日(水)午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対し書面等(ファクシミリ及び電子メールを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

平成27年4月9日(木)から同月20日(月)までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

なお、入札参加資格申請書類の提出は、持参又は郵送によるものとし、郵送による場合は平成27年4月

20日（月）午後5時までに5に掲げる場所に必着するように行わなければならない。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

郵便番号 640-8262

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

6 入札参加資格審査申請書類に使用する言語

入札参加資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

入札参加資格審査申請者には、郵便により平成27年4月28日（火）までに通知するものとする。

コンソーシアムにあっては、構成員のうち代表者に対して通知するものとする。

8 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成27年5月1日（金）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明を求めた者に対する回答は、平成27年5月8日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第372号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 施行者の名称

高野町

2 都市計画事業の種類及び名称

高野都市計画下水道事業 高野町公共下水道

3 事業施行期間

自 昭和51年3月2日

至 平成33年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

和歌山県告示第373号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づく和歌山県景観計画を変更したので、同法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示し、当該景観計画の図書を和歌山県県土整備部都市

住宅局都市政策課において公衆の縦覧に供する。

なお、この計画は、平成27年7月1日から施行する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県告示第374号

和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号）別表第5項の規定により知事が定める額を次のように定め、平成27年4月1日から適用する。

平成26年和歌山県告示第306号（和歌山県立体育館附属設備利用料金の額）は、平成27年3月31日限り廃止する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種 別	単 位	利用料金
体育場冷暖房設備	1時間につき	5,000円
補助体育場冷暖房設備	1時間につき	1,000円
床パネル	1枚1回につき	60円
シャワー室	1人1回につき	60円
ストーブ	1台1回につき	590円
扇風機	1台1回につき	350円
フットライト	1式1回につき	710円
ボーダーライト	1列1回につき	2,370円
CDプレイヤー	1台1回につき	710円
テープレコーダー	1台1回につき	710円
電光掲示板	1基1回につき	2,060円
電光秒タイマー	1コート1回につき	1,540円
電源	1kwhにつき	20円

備考 使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間に満たない端数があるときは、1時間として計算する。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
吉井和視後援会	代表者	浦西恒雄	生駒友二	平成27.1.29	政治団体	
自由民主党太地町支部	会計責任者	貝良文	山本真一郎	平成27.2.13	政党	
日本共産党紀北地区委員会	代表者	矢野安文	下村雅洋	平成27.2.17	政党	

みなと正剛後援会	代表者	花田正幸	花田幸	平成 27.2.17	政治団体	
古川まさのり後援会	政治団体の名称	古川まさのり後援会	祐和会	平成 27.2.18	政治団体	
	代表者	古川祐典	西山義美			
	会計責任者	古川マキコ	藤田弘治			
中村もとひこ後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市小雑賀569-1	和歌山市小雑賀48	平成 27.2.20	政治団体	
今城敏仁後援会	代表者	阪田宗久	村山栄男	平成 27.2.23	政治団体	
教和会	会計責任者	岡田麻衣子	藤原康伸	平成 27.2.24	政治団体	
和歌山県日本共産党後援会	代表者	中津孝司	下向正平	平成 27.2.27	政治団体	
川口政夫後援会	代表者	川口政夫	川口孝男	平成 27.2.27	政治団体	
仁坂吉伸日高町後援会	会計責任者	尾崎稔	小宮正昭	平成 27.2.27	政治団体	
上田勝之後援会	代表者	上田栄子	村上恵美子	平成 27.2.27	政治団体	
自由民主党21世紀和歌山をつくる会	主たる事務所の所在地	和歌山市神前37-20	和歌山市出島114-3	平成 27.3.4	政党	
北村ななみ後援会	会計責任者	北村奈七海	林暁子	平成 27.3.4	政治団体	
森下誠史後援会	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町三尾110	日高郡美浜町吉原890-26	平成 27.3.5	政治団体	
上富田町仁坂吉伸後援会	代表者	山下郁夫	小出隆道	平成 27.3.6	政治団体	
和歌山県看護連盟	主たる事務所の所在地	和歌山市太田4-11-18 リベラルパレス501	和歌山市西浜1014-27 看護研修センター内	平成 27.3.17	政治団体	
	代表者	松浦三代	谷真子			
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	代表者	杉本哲也	中本信行	平成 27.3.17	政治団体	
	会計責任者	坂口憲司	小柳健一			

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
浜田真輔	和歌山市議会議員	和歌山蹊成会	公職の種類	和歌山市議会議員	和歌山市長	平成27.2.19

和歌山県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
榎徳二	高野町議会議員	愛高会	伊都郡高野町高野山26-5	榎徳二	平成27.3.12

和歌山県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
木下よしゆき後援会	廣畑良次	平成27.2.19	平成27.2.19
あたご会	中西登志明	平成27.1.31	平成27.2.20
清水健吾後援会	清水健吾	平成27.2.26	平成27.2.26
愛高会	榎徳二	平成27.3.12	平成27.3.12
榎徳二後援会	榎徳二	平成27.3.12	平成27.3.12

和歌山県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成26年分）の要旨

（単位：円）

木下よしゆき後援会

報告年月日 27.2.19

1 収入総額	187,417
前年繰越額	187,417
2 支出総額	0

あたご会

報告年月日 27.2.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

清水健吾後援会

報告年月日 27.2.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

愛高会

資金管理団体の届出をした者の氏名 榎 徳二
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 高野町議会議員

報告年月日 27.3.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

榎徳二後援会

報告年月日 27.3.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成27年分)の要旨

(単位:円)

木下よしゆき後援会

報告年月日 27.2.19

1 収入総額	187,417
前年繰越額	187,417
2 支出総額	0

あたご会

報告年月日 27.2.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

清水健吾後援会

報告年月日 27.2.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

愛高会

資金管理団体の届出をした者の氏名 榎 徳二
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 高野町議会議員

報告年月日 27.3.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

榎徳二後援会

報告年月日 27.3.12

1 収入総額	0
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
おくの眞弘後援会	堀川泰一	栩野裕明	有田郡湯浅町湯浅1291-22	平成 27.1.19
和歌山再生塾	西村康宣	坂田京太	和歌山市栗8-4	平成 27.2.18
山本正後援会	山本正	中江政晴	西牟婁郡すさみ町周参見3784-2	平成 27.2.18
中筋みつお後援会	中筋光男	小牧裕人	和歌山市鳴神904-8	平成 27.2.20
杉本俊彦後援会	丹生一洋	杉本照美	橋本市胡麻生358-2	平成 27.2.23
北村ななみ後援会	北村奈七海	林暁子	新宮市野田9-1	平成 27.2.25
21きみの南昭和後援会	池上由喜生	中田弘信	海草郡紀美野町長谷宮234-7	平成 27.3.3
にへい文隆後援会	二瓶文隆	下村博昭	海南市藤白170-13	平成 27.3.6
上田こうじ後援会	坂口全彦	亀井智子	和歌山市栗栖41-1	平成 27.3.13
平山りえ後援会	酒井禎明	平山幸一郎	和歌山市雑賀町116	平成 27.3.16

和歌山県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
古川祐典	和歌山市議会議員	古川まさのり後援会	和歌山市鳴神1053-1 建築センター1F-A	古川祐典	平成 27.2.18
二瓶文隆	和歌山県議会議員	にへい文隆後援会	海南市藤白170-13	二瓶文隆	平成 27.3.3

和歌山県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成23年和歌山県選挙管理委員会告示第110号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨【政党の支部】の表民主党和歌山県第1区総支部の項中

「経常経費	11,466,678	を	「経常経費	11,475,758	に
人件費	7,254,500		人件費	7,254,500	
備品・消耗品費	2,392,475		備品・消耗品費	2,401,555	
事務所費	1,819,703		事務所費	1,819,703	
政治活動費	20,195,537		政治活動費	20,186,457	
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	36,500		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	36,500	
組織活動費	649,760」		組織活動費	640,680」	

訂正し、【その他の政治団体(資金管理団体)】の表周勝会の項中

「経常経費	16,028,844	を	「経常経費	16,054,549	に
人件費	12,938,812		人件費	12,938,812	
備品・消耗品費	841,905		備品・消耗品費	867,610	
事務所費	2,248,127		事務所費	2,248,127	
政治活動費	8,037,554		政治活動費	8,011,849	
組織活動費	516,880		組織活動費	491,175	
機関紙誌の発行その他の事業費	7,520,674		機関紙誌の発行その他の事業費	7,520,674	
宣伝事業費	5,266,887		宣伝事業費	5,266,887	
その他の事業費	2,253,787」		政治資金パーティー開催事業費	1,979,887	
			その他の事業費	273,900」	

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成24年和歌山県選挙管理委員会告示第86号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨【政党の支部】の表民主党和歌山県第1区総支部の項中

「経常経費	10,802,644	を	「経常経費	10,804,515	に
人件費	6,348,800		人件費	6,348,800	
光熱水費	9,962		光熱水費	9,962	
備品・消耗品費	2,488,572		備品・消耗品費	2,494,863	
事務所費	1,955,310		事務所費	1,950,890	
政治活動費	20,492,517		政治活動費	20,490,646	
組織活動費	462,271」		組織活動費	460,400」	

訂正し、【その他の政治団体(資金管理団体)】の表周勝会の項中

「備品・消耗品費	1,101,127	を	「備品・消耗品費	1,105,127	に
事務所費	2,214,206		事務所費	2,210,206	
政治活動費	6,096,981		政治活動費	6,096,981	
組織活動費	2,021,493		組織活動費	2,021,493	
機関紙誌の発行その他の事業費	4,071,749		機関紙誌の発行その他の事業費	4,071,749	
宣伝事業費	1,701,000		宣伝事業費	1,701,000	
その他の事業費	2,370,749」		政治資金パーティー開催事業費	2,337,649	
			その他の事業費	33,100」	

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、平成25年和歌山県選挙管理委員会告示第106号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正し、公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

別冊の政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨【政党の支部】の表民主党和歌山県第1区総支部の項中

「	經常経費	11,228,153	を	「	經常経費	11,232,654	に
	人件費	6,539,900			人件費	6,539,900	
	光熱水費	9,712			光熱水費	9,712	
	備品・消耗品費	2,863,456			備品・消耗品費	2,871,830	
	事務所費	1,815,085			事務所費	1,811,212	
	政治活動費	32,802,572			政治活動費	32,798,071	
	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	174,475			(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出)	174,475	
	組織活動費	476,331			組織活動費	463,830	
	選挙関係費	1,140,000			選挙関係費	1,140,000	
	機関紙誌の発行その他の事業費	4,637,711			機関紙誌の発行その他の事業費	4,645,711	
	機関紙誌の発行事業費	1,821,962			機関紙誌の発行事業費	1,821,962	
	宣伝事業費	2,362,359」			宣伝事業費	2,370,359」	

訂正し、【その他の政治団体(資金管理団体)】の表周勝会の項中

「	經常経費	20,534,303	を	「	經常経費	20,534,803	に
	人件費	12,105,444			人件費	12,105,444	
	光熱水費	38,614			光熱水費	38,614	
	備品・消耗品費	2,128,674			備品・消耗品費	2,129,074	
	事務所費	6,261,571			事務所費	6,261,671	
	政治活動費	12,575,034			政治活動費	12,574,534	
	組織活動費	2,641,847」			組織活動費	2,641,347」	

訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書(平成25年分)を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨

(単位:円)

池口公二後援会

報告年月日 27.3.9

1	収入総額	0
2	支出総額	0

たかおしやすし後援会

報告年月日 27.3.12

1	収入総額	500,000
	本年收入額	500,000
2	支出総額	478,597
3	本年收入の内訳	
	寄附	500,000
	個人からの寄附	500,000

4 支出の内訳		
経常経費		224,347
備品・消耗品費		67,897
事務所費		156,450
政治活動費		254,250
組織活動費		17,000
選挙関係費		237,250
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
鷹押 靖		500,000 田辺市

和歌山県選挙管理委員会告示第40号

平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年3月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成26年12月14日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 23,752,100 円
- 報告書の要旨

候補者氏名	門 博文	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 1月15日から 2月 5日まで	第2回分
出納責任者氏名	藤谷 茂樹				

収入			支出	
主たる寄附			人件費	372,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	128,165 円
自由民主党和歌山県第一選挙区支部	政党支部	600,000 円	選挙事務所費	128,165 円
			集会会場費	円
			通信費	173,661 円
			交通費	円
			印刷費	円
			広告費	円
			文具費	円
			食糧費	円
その他の寄附		円	休泊費	円
その他の収入		円	雑 費	円
今回計		600,000 円	今回計	673,826 円
前回計		10,000,000 円	前回計	11,774,674 円
総 計		10,600,000 円	総 計	12,448,500 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	262,500円
	ビラの作成	462,000円
	ポスターの作成	783,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	
	計	1,869,856円

報告書受理年月日	平成27年2月18日	第2回報告分
----------	------------	--------

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

和歌山海区における宝石サンゴの採捕について、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成27年3月31日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎本 秀春

1 定義

この指示において「宝石サンゴ」とは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいう。

2 採捕の制限

和歌山海区のうち、切目崎突端から正西の方位線と熊野川河口中央から南東の方位線に挟まれた海域においては、宝石サンゴの採捕をしてはならない。ただし、3に掲げる者が採捕する場合であって、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたときは、この限りでない。

3 特例採捕者

承認の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 試験研究の目的で宝石サンゴを採捕しようとする者
- (2) その他委員会が認めた者

4 承認証の携帯

承認を受けた者は、宝石サンゴを採捕しようとする場合には、委員会が交付した承認証を自ら携帯し、又は採捕従事者に携帯させなければならない。

5 報告書の提出

承認を受けた者は、採捕の結果について、別に定める様式により委員会の定める条件に従い報告しなければならない。

6 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養及び漁業調整上必要があると認めるときは、承認を取り消すことができる。

7 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

8 意図しない混獲等による宝石サンゴの所持又は販売の禁止

承認を受けずに採捕した宝石サンゴの所持又は販売をしてはならない。

9 指示の有効期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

公 告

入札公告

和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業年度
平成27年度から平成32年度まで
 - (2) 調達業務の名称
和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借
 - (3) 業務の内容
仕様書による。
 - (4) 機器設置場所及び納入場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
県庁南別館4階 情報政策課サーバ室及び別途県の指定する場所
 - (5) 業務の期間
契約締結日から平成33年3月31日まで
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
平成27年和歌山県告示第370号で定めた和歌山県公共工事等統合支援システム（工事管理システム等）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館9階
和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課
 - (2) 日時
平成27年3月31日（火）から同年5月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間等
- (1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 場所
3の（1）に同じ。
 - イ 日時
3の（2）に同じ。
 - (2) （1）の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成27年4月6日（月）から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。
- 5 一般競争入札の執行の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。
 - ア 入札場所
和歌山市湊通丁北一丁目2番1
和歌山県庁南別館3階 防災対策室D
 - イ 入札日時
平成27年5月11日（月）午前11時から
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格が

あることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

- (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年5月11日（月）午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額の入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額（入札金額に60を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額をいう。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けたものが契約保証金を納付すること。

- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。

- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3081

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811003@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products / services to be purchased :

Integrated support system of public construction

(Construction clerical work management system etc.)

- (2) Time limit for tender :

11:00 a.m. 11 May 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 May 2015)

- (3) Contact point for the notice :

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3081

FAX 073-428-1810

e-mail e0811003@pref.wakayama.lg.jp

入札公告

和歌山県公共工事等統合支援システム(設計積算システム)機器等更新及び賃貸借に係る調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定に基づき公告する。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成27年度から平成32年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）機器等更新及び賃貸借

(3) 業務の内容

仕様書による。

(4) 機器設置場所及び納入場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

県庁南別館4階 情報政策課サーバ室及び別途県の指定する場所

(5) 業務の期間

契約締結日から平成33年3月31日まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成27年和歌山県告示第371号で定めた和歌山県公共工事等統合支援システム（設計積算システム）機器等更新及び賃貸借に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館9階

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

(2) 日時

平成27年3月31日（火）から同年5月8日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 日時

3の（2）に同じ。

(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成27年4月6日（月）から同月8日（水）午後5時30分までの間に和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市湊通丁北一丁目2番1

和歌山県庁南別館3階 防災対策室D

イ 入札日時

平成27年5月11日（月）午後1時から

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札についての参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、書留郵便によりこの一般競争入札について参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、平成27年5月11日(月)午前9時30分までに和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課に必着するように行わなければならない。

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された月額の入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額に60を乗じて得た額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織(以下「コンソーシアム」という。)として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から委任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

8 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額(入札金額に60を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額をいう。)の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合、構成員のうち代表者又は代表者から委任を受けたものが契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格の停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあっては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

10 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、和歌山県財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で5の(1)に規定する日時に入札の場所には出席していない者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

11 契約書の要否

要

12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

13 その他

- (1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部課の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部県土整備政策局技術調査課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3083

ファクシミリ番号 073-428-1810

電子メールアドレス e0811002@pref.wakayama.lg.jp

- (2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the products / services to be purchased :

Integrated support system of public construction

(Design multiplication System)

- (2) Time limit for tender :

1:00 p.m. 11 May 2015 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 11 May 2015)

- (3) Contact point for the notice :

Engineering Affair Research Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-3083

FAX 073-428-1810

e-mail e0811002@pref.wakayama.lg.jp

公 告

和歌山県流域下水道条例(平成12年和歌山県条例第80号)第7条の規定により、紀の川流域下水道の指

定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

公 告

和歌山県流域下水道条例（平成12年和歌山県条例第80号）第7条の規定により、紀の川中流流域下水道の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定管理者 公益財団法人和歌山県下水道公社
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字窪470番地の1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

諸 報

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第47条第2項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成27年3月31日

和歌山県住宅供給公社理事長 下 宏

- 1 和歌山県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行う者
和歌山県住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う県営住宅等
和歌山県営住宅条例（平成9年和歌山県条例第42号）別表第1及び第2に掲げる県営住宅等のうち和歌山市、海南市、有田市、岩出市、海草郡及び有田郡の区域に存する団地並びに長山団地
- 3 1で定める者が行う県営住宅等の管理の内容
(1) 法第3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）による県営住宅等の管理
(2) 県営住宅等の修繕に関する業務その他（1）に付随する業務
- 4 1で定める者が県営住宅等の管理を行う期間
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで